

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持株会社体制のもと、多岐にわたる事業を展開しております。当社の取締役会が当社グループの戦略を立案し、事業会社の業務執行を監督することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を重要な経営課題と認識し、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化、コンプライアンスの徹底を推進するなど、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。なお、当社は会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂コードに基づいて記載しております。

【補充原則1 - 2 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。なお、議決権の電子行使を可能とするための環境を整えております。

【補充原則2 - 4 女性の活用を含む社内での多様性の確保】

当社グループは、『グループ人権・多様性の尊重に関する基本方針』を定め、多様性こそイノベーションの源泉であるという認識のもと、女性活躍推進を積極的・重点的に行っています。2021年秋には従業員が中心となり女性活躍推進プロジェクトを発足し、女性のキャリア意識醸成や仕事と育児等のライフイベントとの両立に関わる様々な提言を行ってまいります。

これらを含め多様性の確保に向けた目標と具体的な施策を今後実施してまいります。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

英文での情報開示については現在のところ行っておりませんが、株主構成を勘案する等した上で、今後の課題として検討してまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

当社は、産学官民のパートナーシップの連携によりSDGsを広め、実践する輪を拡大すべく、バーチャルキャラクター『SDGs伝導師ノア』を運営し、動画配信を中心にSDGs情報発信活動をしております。この情報発信活動を通じてパートナーシップの連携によるイノベーションを生み出し持続可能な社会課題の解決に向けた未来志向のアクションが展開できるよう、様々な取り組みを進めてまいります。

また、人的資本や知的財産への投資等について、経営戦略の重点的な柱である未来志向ビジネスへの戦略的投資と整合する投資を今後具体的に検討してまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画のコミットメント】

当社は、経営理念に基づき、時代の流れに柔軟に対応した事業展開を行っております。また今後想定される社会情勢や社会課題の解決に向けて新規事業への投資活動も積極的に展開してまいります。具体的には次の点を重点的な柱とする中長期的な経営戦略を掲げております。

太陽光発電事業における規模拡大(再生可能エネルギーの社会的需要を見越した拡大戦略)

携帯電話販売代理店事業における地域ナンバーワン代理店化戦略(販売力・地域貢献力を増強した戦略)

SDGsの理念に基づく事業領域における新規ビジネス(M&Aや産学官民連携)や再生可能エネルギーにおける太陽光に留まらない発電方式等、未来志向ビジネスへの戦略的投資

なお、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務】

取締役会は、法令、定款及び社内規則で定める重要な事項に係る業務執行の決定を行っておりますが、この決定に際しては経営陣からの自由かつ活発な提案を受け、こうした提案に対して独立した客観的な立場から十分に検討を行ったうえで決定しております。

なお、経営陣の報酬について、中長期的な業績に連動する報酬(インセンティブ)については、企業の成長戦略に関する具体的議論の中で、報酬諮問委員会を通じて整理し検討を行います。

【補充原則4 - 2 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

当社は、取締役の報酬額の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化すべく取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。委員の半数以上が社外役員を占める当該委員会において、取締役の報酬について審議し、取締役会に答申し、取締役会において取締役の報酬を決定します。

なお、中長期的な業績に連動する報酬(インセンティブ)については、企業の成長戦略に関する具体的議論の中で、報酬諮問委員会を通じて整理し検討を行います。

また、自社株報酬については採用していません。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、ジェンダーとの両立を実施した形で構

成しております。今後事業の展開に応じて国際性を含む多様性の面における両立の検討を進めてまいります。
当社監査役会は、企業経営者、税理士の2名の社外監査役と監査法人に勤務経験のある常勤監査役の3名で構成され、税理士及び常勤監査役の2名は財務・会計・金融の知見を有しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、株主総会前に各取締役に対してアンケートを実施し、その回答結果に基づいて取締役会の実効性について指名諮問委員会にて分析・評価を行います。

当該アンケートを通じて、当社取締役会の構成・運営状況が、会社の重要事項の決定機能および職務執行の監督機能を発揮していくために、十分な実効性を確保できるよう、指名諮問委員会にて取締役の選任や資質向上に向けた意見提言を行い、改善活動に努めます。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社グループは、自社の資本コストを的確に把握したうえで、各事業セグメントにおいて資本コストとリスクプレミアムを加味した基準を定め、事業拡大に対する投資判断を行っております。また、未来志向の中長期的な価値創出を生み出す観点から事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分を常勤役員会・取締役会等にて検討し審議決定しております。

【補充原則5 - 2 株主との建設的な対話を促進するための方針】

当社グループは、経営戦略等の策定にあたって、経営理念に基づき、時代の変化に柔軟に対応し、時代のニーズに先駆け未来志向で中長期的な価値の創出につながる事業ポートフォリオの最適なあり方を協議し、「成熟市場においてビジネスモデルの進化による提供価値向上」、「成長市場において海外を含めた事業成長を加速」、「選択と集中を視野にビジネスモデル変革」それぞれのアプローチを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有する場合には、取引関係の維持・発展、業務提携など事業展開等の便益、保有に伴うリスク及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、個別銘柄毎に取締役会等にて保有の合理性を検証しております。

なお、当事業年度における検証の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の議決権行使における議案賛否の判断について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかという議決権行使基準に基づき、個別に精査した上で判断しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規程等で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しています。また、関連当事者との取引を行う場合には、取締役会規程等の基準に基づき、取引の重要性の高い取引について、事前の承認を行っています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 当社グループは、中長期的な企業価値向上を図るべく、経営理念として「時代のニーズに先駆けて常に挑戦し、未来志向の価値創出と、持続可能な事業・社会を実現する」ことを掲げ、時代の変化に柔軟に対応し、ステークホルダーへ価値を創造する事業活動を展開しています。その中で、経営戦略の重点的な柱として、

太陽光発電事業における規模拡大(再生可能エネルギーの社会的需要を見越した拡大戦略)

携帯電話販売代理店事業における地域ナンバーワン代理店化戦略(販売力・地域貢献力を増強した戦略)

SDGsの理念に基づく事業領域における新規ビジネス(M&Aや産学官民連携)や再生可能エネルギーにおける太陽光に留まらない発電方式等、未来志向ビジネスへの戦略的投資を掲げ、持続的な成長を目指してまいります。

() 当社グループは、コーポレートガバナンスコードのそれぞれの原則を踏まえ、基本的な考え方とコーポレートガバナンス基本原則に対する方針等を包括的に定めた『サカイホールディングスグループ コーポレートガバナンス基本方針』を策定しております。

() () 当社は、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化すべく取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。委員の半数以上が社外役員を占める当該委員会において、取締役の報酬、取締役・監査役候補について審議し、委員会から社長へ一任し、社長より取締役会及び監査役会に答申します。そして取締役会において取締役候補・監査役候補の選定、取締役の報酬を、監査役会において監査役の報酬を決定します。

() 取締役・監査役候補者の個々の選任・解任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

取締役会、常勤取締役会、執行役員会、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、常勤取締役会、執行役員会での決議、もしくは稟議による決裁を行っております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件ならびに東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。

< 独立性基準 >

当社又は子会社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員及び支配人その他使用人(以下合わせて「業務執行者等」といいます。)でなく、かつ、その就任の前10年間当社又は子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

その就任の前10年内のいずれかの時において、当社又は子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役であったことがある者(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

当社の親会社等(自然人であるものに限る。)又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

当社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く。いわゆる「兄弟会社」)の業務執行取締役等でないこと。

当社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと。

当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと。

当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)でないこと。

その就任の前1年内のいずれかの時において 又は に該当していた者でないこと。

その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(A)(B)のいずれかに該当していた者でないこと。

(A)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(B)当社の兄弟会社の業務執行者

次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族でないこと。

(A) から までに掲げる者

(B)当社の子会社の業務執行者

(C)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(D)当社の兄弟会社の業務執行者

(E)最近(1年以内)において(B)又は当社の業務執行者に該当していた者

【補充原則4 - 10 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役6名のうち3名が独立社外取締役となっています。

取締役の指名・報酬に関しては、構成メンバーの半数以上が社外役員である指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役の各候補者の選任案および報酬について審議し、取締役会に答申を行っています。

【補充原則4 - 11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は3名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様性ある人員で構成することを、基本的な考え方としています。

当社は、これらの知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成しており、当該マトリックスは株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、必要なトレーニング機会の提供を行ってまいります。

また、各自の知識の更新や能力開発に必要な費用についても会社として支援してまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR・広報室を担当部署として設置して、株主との対話(面談)を行っています。また、株主や投資家に対しては、決算発表時に社長自らが会社説明会を半期に1回開催しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サカイ	3,636,000	35.17
光通信株式会社	1,016,900	9.83
酒井 俊光	829,000	8.01
VTホールディングス株式会社	629,100	6.08
株式会社UHPartners 2	601,600	5.81
ソフトバンク株式会社	450,000	4.35
アイデン株式会社	258,500	2.50
サカイホールディングス従業員持株会	215,200	2.08
株式会社りそな銀行	180,000	1.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	180,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口 伸淑	他の会社出身者													
矢崎 信也	他の会社出身者													
椿 隆二郎	他の会社出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、
「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、
「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 伸淑		ナカバヤシ株式会社社外取締役	同氏につきましては、金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
矢崎 信也		ひのき総合法律事務所パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役(監査等委員)	同氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
椿 隆二郎		エイテックス株式会社代表取締役社長	同氏につきましては、金融及び企業経営における豊富な経験・識見を活かして、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	6	6	3	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	6	6	3	2	0	1	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬に関しては、社外取締役を議長とし、構成メンバーの半数以上が社外役員である指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役の各候補者の選任案および報酬について審議し、取締役会に答申を行っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より年4回定期的に監査報告を受け、また機会を設けて意見交換を行っております。また、定期的に会計監査人が行う店舗往査へも同行し、結果等については監査役会に報告しております。内部監査につきましては、社長直属の内部監査室が各部門の適正性・効率性等について内部監査を行っております。監査役は必要に応じ、内部監査に立ち会うとともに、必要に応じて意見交換を行い情報の共有に努め、相互の連携を高めて公正かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 康史	他の会社の出身者													
神宮司 恭行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

後藤 康史	後藤会計事務所	同氏につきましては、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
神宮司 恭行	神宮司恭行税理士事務所所長 株式会社エスケーアイ監査役 株式会社セントラルパートナーズ監査役	同氏につきましては、直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、国税調査官をはじめ税務署長の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、会社法に定める社外取締役の要件ならびに東京証券取引所および当社が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブの強化を図る一環として、取締役に対しストック・オプションを付与しております。また、報酬諮問委員会において、報酬に関する答申を行うにあたり、経営指標を分析し、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、個々の職責や貢献、会社の業績等を勘案した報酬額に関する検討を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化すべく取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。委員の半数以上が社外役員を占める当該委員会において、取締役の報酬、取締役・監査役候補について審議し、委員会から社長へ一任し、社長より取締役会及び監査役会に答申します。そして取締役会において取締役候補・監査役候補の選定、取締役の報酬を、監査役会において監査役の報酬を決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料は原則、1週間前に発送するよう努めており、また必要に応じて事務局から各取締役・監査役に対して情報を提供しております。取締役・監査役に対しては、取締役会事務局が中心となり支援体制を構築しております。また、取締役会・監査役会は必要な情報が円滑に提供されているか適宜確認しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・経営方針、事業計画等経営上の指針となる項目につきましては、コーポレート・ガバナンスを意識し取締役会で検討しております。
- ・業務執行の方法につきましては、各部門長及びグループ会社幹部以上で構成する執行役員会にて決定しております。また、監査・監督の方法につきましては、常勤取締役会で決定しており、それぞれの会議は原則月1回開催しておりますが、必要に応じ臨時開催する場合があります。
- ・監査基準につきましては、監査役会の検討項目、取締役候補の選定につきましては、指名報酬諮問委員会の検討項目としております。
- ・取締役候補者の選定・報酬内容につきましては、各取締役の業績・業務執行状況と同等・同業種の企業の水準を勘案し、指名報酬諮問委員会にて審議・答申の上、取締役会にて決定しております。
- ・監査の状況としては、社内監査部門として内部監査室を設け、リスクが内在する業務執行行為を発見した場合は、代表取締役社長に報告し、当該部門長への改善勧告を経て、改善を確認しています。尚、当社の公認会計士は栄監査法人の玉置浩一氏及び井上友貴氏の2名で監査期間は玉置氏が2年3ヶ月、井上氏が4年3ヶ月であります。

(現状のガバナンス体制を採用している理由)

- ・社外取締役3名は、経営上コーポレート・ガバナンスを意識した観点から内部監査・内部統制を統括する各取締役に対して取締役会で積極的に意見を表明しております。
- ・社外監査役(2名)は、監査の担当を分担しており監査役会で検討した項目について、取締役会で積極的に意見を表明しております。
- ・社外取締役と社外監査役は四半期毎に検討会を開催し、コーポレート・ガバナンスに関する議論を行っており、連携が充分に取れております。
- (監査役の機能強化に向けた取組状況)
- ・当社と取引関係のない独立性の高い監査役を選任しており、今後も同様の基準で選任いたします。
- ・社外監査役として当社と利害関係のない一般企業で財務・会計面に精通した経営管理者を選任しており、社外監査役として機能強化に努めております。

(社外取締役に関する事項)

- ・社外取締役は、経営方針、事業計画に対する業務執行状況につきまして、コーポレート・ガバナンスを意識した観点から検証を行っております。
- ・社外取締役は、コーポレート・ガバナンスに関して、取締役会で積極的に意見を表明しております。

(会社との間の責任限定契約)

当社は、社外取締役3名および社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。また、当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1 - 1に記載のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に対して、最速・最短の期間で実施し、最善の結果が得られるものと判断して、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、原則として、法定期限より3日前までに招集通知を送付しています。また、招集通知を送付する3日前までの間に東京証券取引所のウェブサイトにより公表を行っております。

集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は株主の皆様との対話の場であるとの観点から、適切な監査日程の確保等正確な情報提供を踏まえつつ、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと認識しており、集中日を避けるなど株主総会開催日をはじめとする一連の株主総会関連の日程の設定を行っております。一方、議案の検討期間の確保のため、招集通知発送の早期化ならびに当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイトへの早期開示を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を図るため実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回決算説明会を実施するほか、アナリスト・機関投資家との面談も行ってあり、株主との建設的な対話促進につなげております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算資料、財務データ等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR戦略部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、ステークホルダーとの適切な協働や利益の尊重、健全な事業活動を進めるための、企業としての価値観を示した『サカイホールディングスグループ 行動規範・行動指針』を策定し、実践しております。また取締役会では、当該行動規範・行動指針の策定・改訂に主体的に関与し、当社グループの価値観が事業活動において浸透するよう取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、産学官民のパートナーシップの連携によりSDGsを広め、実践する輪を拡大すべく、バーチャルキャラクター「SDGs伝導師ノア」を運営し、動画配信を中心にSDGs情報発信活動をしております。この情報発信活動を通じてパートナーシップの連携によるイノベーションを生み出し持続可能な社会課題の解決に向けた未来志向のアクションが展開できるよう、様々な取り組みを進めてまいります。また、CSR活動として自然災害の被災地への義援金の拠出や病院へのベッドや車いすの寄贈など、地域社会に貢献する活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「コーポレートガバナンス基本方針」の中で、株主との対話について、「株主・投資家等との建設的な対話を促進するための方針」を策定しております。具体的なアクションとして、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会、当社ウェブサイトにおける情報発信等、その充実に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、企業としての社会的責任を明確に意識した健全な事業活動に取り組むとともに、事業を取り巻く様々なリスクを管理し、業務を適正かつ効率的に遂行することにより、企業戦略を達成し、企業価値の向上を図るべく、内部統制システムの構築、運用を行ってまいります。なお、内部統制システムに関する整備状況は以下のとおりです。

- 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 代表取締役を責任役員とし、役員および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を設置しております。
 - コンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス・リスク管理委員会を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制としております。

・コンプライアンス・リスク管理委員会は、役員および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報ガイドラインおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を行っております。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の決定に関する情報、文書の取り扱いは、社内規程の定めるところによっております。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理については、各関係部署にて必要に応じ研修、マニュアルの作成、配布等を行っております。また、新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ代表取締役社長から全体に示達し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しリスクの回避、低減に努めております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会において年度予算の策定、見直しおよび月次・四半期業績の管理を行っております。

・全社的に影響を及ぼす重要な経営事項については、多面的な検討を行うため取締役等で構成する常勤取締役会議で審議しております。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

・四半期ごとに、子会社のリスク情報の有無を監査するために、独立した内部監査室を設置しております。

・グループ監査担当は、子会社等に損失の危機性を把握した場合には、直ちに発見された損失の危機の内容、発生する損失の程度および当社グループに対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制としております。

・グループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ監査担当は子会社等の内部監査室に相当する部署と十分な情報交換を行っております。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

・監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、使用人を1名以上配置することとしております。

7.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとしております。

8.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制

・取締役および使用人は、下記の各事項を監査役に報告しております。

イ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

ロ. 内部監査室が実施した内部監査の実施状況

ハ. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体とは、一切の関係を持たず、不当要求事案等発生の場合についても当社の顧問弁護士と連携の上、毅然とした態度で対応します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 対応部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。

ロ. 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しています。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

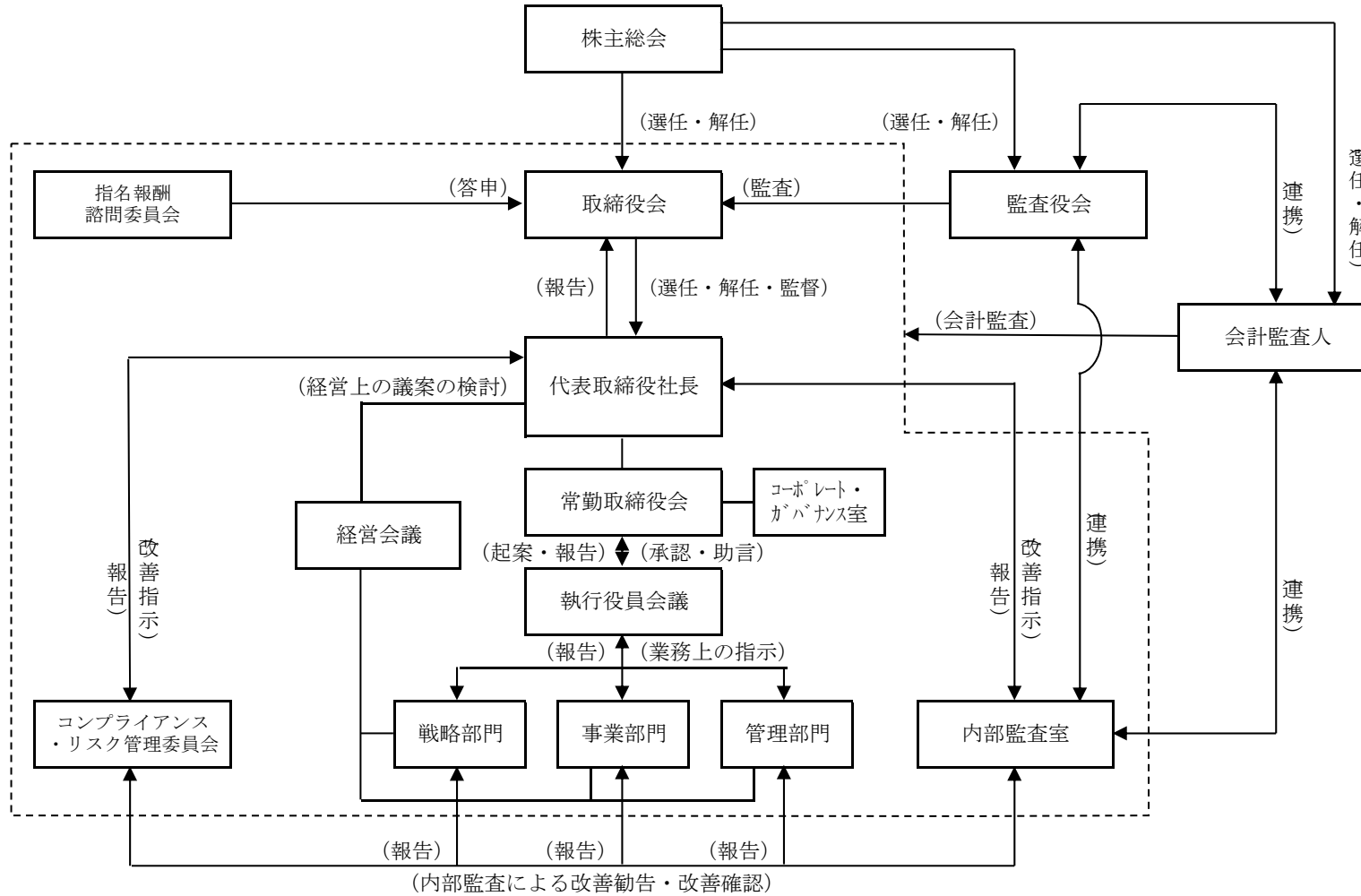
該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておらず、現在、導入する予定もありません。買収防衛策を導入する場合は、経営陣・取締役会の保身目的とならないように、その導入、運用については、取締役会・監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要は模式図のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制に関する組織図



適時開示体制概要書

2021年12月28日

会社名 株式会社サカイホールディングス
(コード番号：9446)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示に対する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性を基本に迅速な情報提供に努めます。証券取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

2. 適時開示の担当部署

取締役会事務局を兼ねる管理部にて、スムーズかつ的確な情報把握を行い、速やかな適時開示を行っております。

3. 適時開示に係る社内体制

重要な会社情報は常勤取締役会に集約され、定例並びに臨時の常勤取締役会にて審議しております。適時開示が必要な情報については、取締役会に上程し、承認後速やかに開示することとしております。

また、発生事実に関する情報については、所定の連絡ルート・手続きを経て常勤取締役を通じて代表取締役社長に報告し、迅速な適時開示を行います。

4. 会社情報の開示方法

情報開示は、東京証券取引所のT D - n e t を用いて行い、必要に応じてI R 戦略部を通じて当社ホームページへも掲載することとしております。

【適時開示フロー】

